

別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	第2回住田町下水道事業運営審議会
開催日時	令和8年8月25日(火) 15時30分から16時30分まで
開催場所	住田町役場 庁議室
議長の氏名 (住田町議会 村上 薫) 出席及び欠席委員の氏名 (出席者) 住田町議会 佐々木 初雄 世田米地区公民館 佐藤 拓巳 ㈱岩手銀行世田米支店 佐々木 真司 大船渡市農協世田米支店 菅野 幸紀 住田町商工会 遠藤 利光 (欠席者) 世田米小学校PTA 佐々木 良 世田米中学校PTA 紺野 忠	
議事録出席した事務局職員の氏名及びその職名 副 町 長 小向 正悟 建設課長 佐々木 淳一 課長補佐 佐藤 哲也 主 事 紺野 達夢 技 師 神田 竣平 技 師 高橋 壺成	
議題、会議結果、会議の経過及び資料名 ・ 協議内容 下水道事業の使用料改定に向けた方針について (資料1・別表) ・ 議事録 下記の通り 第2回住田町下水道事業運営審議会 議事録 (事務局) それでは本日はお忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 定刻よりまだ若干早いですが、出席委員6名で過半数を超えておりますので、今回の	

審議会が開催されることになりましたので、ただいまから第2回住田町下水道事業運営審議会を開会させていただきます。

開会に先立ちまして、村上会長よりご挨拶をお願いいたします。

(村上会長)

皆さんこんにちは。

課長の方からもご挨拶がありましたが、35度を超えるような猛暑が続いております。それぞれいろんな影響があるんだろうかと思います。今日はお忙しい中2回目の審議会ということで、当局の方から使用料改定の方針についての説明があると思います。その後には皆さんからのご意見、提案等ございましたら積極的にお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは次第に基づきまして3番の協議の方に移らせていただきます。

これよりは会長より、会議の進行をお願いいたしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(村上会長)

それでは、協議3番目のところに入りますが、下水道事業の使用料改定に向けた方針についてということで、当局の方から説明をおねがいします。

(事務局)

～資料1に基づいて、事務局より説明～

(村上会長)

それでは、今事務局の方からご説明をいただいたわけですが、皆さんの方から何かご質問等ございましたらお受けしたいと思います。

専門的な部分もあってなかなかわかりにくいところもあると思いますが、全体とすれば、近隣の市と比べても、高い方ではないということが分かります。

それでは、皆さんの方から一言、ご意見がいただければいいかなと思いますが、素朴な質問でもよろしいかと思います。

左の方からお願いします。

(遠藤委員)

陸前高田市は、基本料金が1,650円に値下げしたはずだが。

(事務局)

基本料金ですね。陸前高田市さんは10 m³ではなく5 m³までが基本料金で、5 m³以上に加算額が発生します。住田町の場合は10 m³までは基本料金で、10 m³以上からが加算が発生します。

陸前高田市さんは、基本料金は安いですが5 m³から加算額が発生しますので、表のような金額になります。

(村上会長)

では佐々木さんいかがですか。

(佐々木真司委員)

先ほどの簡易水道と比べれば、上昇幅っていうのは少ないと言えるところと、あと近隣市町村との遜色ないレベルで収まっていることもありますし、年度の収支もマイナスとなっていくしますので、将来に先送りできない状況となっているため、簡単に考えれば値上げは致し方ないと思う。

(村上会長)

この別表の収支計画表も含めながら、質疑していただければと思います。
菅野さんいかがでしょう。

(菅野委員)

先ほどの簡易水道とちょっと関係するかもしれませんが、近隣を見たときに、使用水量10 m³が住田町はメインだといっている中で料金を改定する。ここが一番39%接続率ですよね。

使っていないところの、20 m³、30 m³、40 m³は料金が上がっている。

10 m³までは基本料金据え置きなんですよ。

そこは変えられないのですか。

(事務局)

計算式がありますので、そこを変えていかなといけない。

水道であれば1 m³から加算額が発生しますが、下水道は10 m³までは基本使用料で算定しています。

そこを変えらるとなると先ほどの陸前高田市の方式のように、5 m³から加算分を作るといふ、新たな料金体系に変える必要があります。

今の料金体系で計算すると10 m³までは基本料金という形なんで、据え置きとなる形です。

それが、他も改定するのだから上げたほうがいいのではないかというご審議になれば、その㎡当たりの部分を、5 ㎡からなのか1 ㎡からなのか、加算分を新たに新設するという考え方になると思います。

(菅野委員)

ぱっと数字を見たときに、一番接続率の割合が高いところが基本使用料の変更がないというのは、何かおかしいのではないかと感じる。

基本料金を上げるか。5 ㎡を基準にするか。どっちもしかないか。使用料を上げるのを賛成してるわけじゃないけども。

(村上会長)

一番接続率の高い10 ㎡のところをそのまま据え置きということで、どうなのかということですね。

とりあえず、今回の改定案というのは、10 ㎡のところは据え置きということのようです。

では佐藤さん。

(佐藤委員)

下水道審議会に先立ち、実は上水道の審議にも参加しました。

問題の構造はほぼ同じ。ただ比べると、増やす割合は随分低いし、近隣と比べてもあんまり変わらない。

上水道の方が本当にガーッと上がったので、いろんな意見がでました。いきなり金額がガーンと上げていいのかとか、徐々に段階的に上げていったらいいのじゃないかという案も示されたのですが、この下水道の場合をみると、12%増でも、そんな周りの住民の方々からも文句が出ないだろうなというか、納得いただけるのではないかな。

とにかく、人口減だから、増やす、増やさなきゃいけないから、これでいいのではないかな、そのように思いました。以上です。

(村上会長)

ありがとうございます。

初雄さん

(佐々木初雄委員)

1 つは、一般会計からの繰入金なのですが、収支計画表の他会計補助金の7 年度の実績の額ですが、21,882 千円の使った内訳っていうのは、減価償却費に1300 万円ほど、

それから償還利息で 460 万円ほど、給料 258 万円、法定福利費手当で 220 万円、使用料・委託料 230 万円、こういうふうに充当されているのですが、大きくは減価償却費です。減価償却費の会計の補助金の繰り入れを見ると、6 年度の決算で、償却費の 38.3% を使っているのです。この計画でいくと 9 年度では 44.5% 使うことになります。13 年では 46.9%、17 年では 42.4% の金額になりますが、このように、どこまでもふやしていいのかどうかというのが 1 つと。

それから 2 つ目には修繕費、令和 8 年度から全部同額の 250 万円です、令和 7 年で 300 万円を計画で見てるのですが、機械装置の関係が、ほぼ減価償却後、2, 3 年に終わるぐらい進んでいるのですが、この 7 年から比べてずーっと 250 万円がいいのか気になります。

1 つ戻りますが、給料のところが、8 年から 12 年まで 5 年間同額で、それから 13 年から 17 年までが同額となっています。担当者が変わるかどうかわかりませんが、多分定期昇給のという制度があると思うのですが、それを全然見越していないという風になっている。

例えば経費が 100 万円増えたとすると、1,600 人ほどの利用人口なので 1 年 600 円ぐらいの差がでると思う。これがだんだん膨らんでいくと、600 円じゃなく 1500 円になったりするのではないかなというふうな心配があります。

この計画書みて、なんとなく費用がもっと増える予想があります。一般会計の繰り入れに頼らず、下水道の恩恵を受けてない方が 63% ほどおりますので、その辺を見てから、会計の方にもっと反映される計画であって欲しいなと私は考えます、以上です。

(村上会長)

ありがとうございます。

今、大きく 3 点あったかと思います。

1 つは、一般会計の方からですね、繰り入れの部分についての原価償却費への関係で質問がありました。

それから 2 点目は、職員の給与費のところで基本給のところが、令和 8 年度から 12 年度までですか、同じ金額になっていると。賃金上昇とかそういうのもあるかと思うのですがその辺の考慮ができていいのかどうか。

令和 13 年度からは若干、それこそ 12 万円ぐらいですか。上がった 3,352 千円というのは、同じ金額で上がっているという、まずそういうことですね。

3 点目は、経費のところの修繕費が令和 8 年度から 17 年度までに 250 万円という同じ金額になっているのだが、物価の高騰もあり得るわけですが、この数字でいいのかというふうなことだと思います。まずこの 3 点について、答弁をお願いします。

(村上会長)

それでは資料を今いただきましたが、この資料に基づいて説明をお願いします。

(事務局)

今お渡ししました資料は、下水道事業会計への繰入金の資料となります。

3 条予算、収益的収支ですが①分流式水道に要する経費、②高資本費対策に要する経費、③地方公営企業法の適用に要する経費、の計算式ということで添付しています通知に基づいて算出した金額を表に表示しているものです。

令和 6 年度分と令和 7 年度分を記載していますが、それぞれの合計金額が年度の補助金となります。

(村上会長)

繰入金についてですけども、もう少し詳しくってというか、繰入金が 2 種類ありますよね。一般的な基準内の繰入金と、基準外の繰入金と、その辺もちょっと説明して頂きたい。

(事務局)

今の補助金のところについて説明させていただきます。

今お手元に配りました資料の縦書きの方の下のページが 1 ページ、こちらの資料をご覧くださいければと思います。

ちょっと、専門用語的にありますがちょっと若干読まさせていただきます。

地方公営企業繰出金について（通知）ということで、これが毎年国の方から通知が出されてるものの抜粋になっております。

毎年度 4 月ぐらいからこれが通知されるものになっておりまして、その通知の中身としましては、最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進しその経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その後は飛ばしまして、なおのところからですが、なお一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰り出しを行ったときは、その一部について地方交付税等について考慮するものですので承知願います。というように書いてあります。

この他会計補助金というものが、一般会計からのまず繰出金という形になってますが、それを出した一般会計に対してもこういった形で、国からのお金、普通交付税というものが国の方から交付されております。

それが、基礎自治体で行う事務に係る経費の算定基準がございまして、それで算定した総額に対して、その自治体ごとの収入を引いた残りを交付税として交付します。

という形になってます。

なかなか小規模自治体になりますと、基本的な事務を行う上での経費に対して町税ですとか、そういったものを収入だけでは賄いきれないものがありますので、そういったものを国が算定をして、不足分、差し引いた分を交付するというところに、制度的になってございます。

その算定基礎のところに、この第7下水道事業でと書かれている部分が含まれております。

この第7は下水道事業ということで、公営企業病院会計ですとか、そういったものも公営企業になっておりますので、第7番目という形で下水道事業の基準が示されております。

この数字を見ますと、次は2、(1)(2)8ということになってますが、種類がそれぞれ経費算出する経費がありますが、住田町に該当するものだけをここに抜粋してございます。

本当は1とか3があるんですけども、それらは選択に合致しませんので、それ以外のところで今回は、大きく2番と8番と、それから4ページにあります10番という形の3つが住田町に該当するというので、資料をつけさせていただいております。

1つ目が、分流式下水道に要する経費ということで、趣旨等繰出し基準、こういったものが基準としてありますということで、そこに住田町が合致しますので、そこで算定された数字等がこの資料の一番目の表にあります、①の分流式下水道に要する経費ということで、令和6年ですと17,800千円、それから令和7年ですと14,900千円ほどが算定した部分の数字になっています。次の高資本対策に要する経費ということで、趣旨を読まさせていただきますと、自然条件等により建設改良費が割高のため、資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。ということで繰り出しの基準がございます。この計算式はちょっと複雑になってございますので、ここでの説明は省略させていただきますが、そういった形での計算したものが、表の資料の②の高資本費対策に要する経費ということで、令和6年ですと3,400千円ほどで、7年ですと約5,000千円ということでの繰り入れになってございます。

ちょっと途中飛ばしますが、最後のページの4ページ目のところで、地方公営企業法の適用に要する経費ということで、住田町も平成年代までは企業会計において特別会計という形で、簡易水道事業と下水道事業を予算化して事業展開してございました。

それを、令和2年から地方公営企業会計というふうに移行しておりますので、その移行時にかかった経費を算定基礎に適合する部分についてはその経費分についても、積算根拠に入れますということに通知がなっておりますので、それに基づいて計算

したものが、表の資料の③の地方公営企業法の適用に要する経費ということで、令和6年度ですと約3,600千円、令和7年度についても3,500千円という形で積算したものがそれぞれ入ってございます。

この基準が毎年通知で来まして内容もほぼ変わってございませんので、それが今後も続くということを想定した中で計算されたものが、令和9年度以降のところに数字が載ってますので、減価償却費が増えたから、ここが増えるという単純なものではなくて、こういった経費算出の中で、試算したものがここに書かれている一般会計からの補助金、繰出金という形になってございますので、あくまでこれは試算した数字となつてございますので、若干の変動がある可能性があるということは、多めに見ていただければと思つてございます。

以上で一般会計からの繰出金、他会計補助金の部分の説明については終わらせていただきます。

(佐々木初雄委員)

それは了解しました。

(事務局)

2点目のあとは、経費の部分の給与と修繕費、の説明をさせていただきます。

職員の給料の部分ですが、職員は異動もあることから実際の給料額というのは押さえきれない部分があります。そのため、モデル的な職員、平均的な職員の給与額を想定して計上したものとなります。

修繕費についてですが、実際幾らかかるか分からない部分はあるんですが、想定でしかないんですが、2,500千円計上しておけば大丈夫なのではないかと思っております。

(村上会長)

佐藤さん。

そういう答弁ですがよろしいですか。

一般会計からの基準内の繰入ということで、国の方で定める部分で、規則がそれに基づいて、算定しているのだよ。

基準外の繰り入れもあるわけですが、これは一般会計から地方自治体の中で判断をして出して、というふうなわけになります。

基本給のところについては平均的な職員の形で見ると、それから修繕費については主立ったところでできるということで2,500千円。

修繕費については、計画は立ててるわけだね。毎年度何を修繕するとか。

(事務局)

この別表だと修繕費なので、例えば突然どこかの機械が壊れて応急処置したところなので、計画的なものとか対症療法的なものになります。こちらの別表の方は収益的収支になりますけども、資本的収支の方で計画的な改築を考えて、計画してやっていくというような流れになっています。なので、余りにも大きな故障になる場合は、この修繕費の対象というよりは、もう改築工事みたいな。ちょっと対処しつつ、資本的収支の方で、改築更新するような流れになるのかなと。改築するにあたってはストックマネジメント計画で、どういう資産がどのようにあり、それぞれどのように寿命が来て、どこを改築していかないといけないのか、そのような計画を作り、その中でピックアップして、重要なものから手をつけていくというような流れになっています

(村上会長)

この修繕費については応急的なものをみている。多額なものについてはストックマネジメント計画で、資本的収支の中で実施していく。

そういう説明でございます。

ご理解はよろしいですかね。

(佐々木初雄委員)

償却の年数もかなり老朽化で進んでいるわけなんですけど、途中で使用できなくなるっていうことがないような管理をよろしくお願いいたします。

(村上会長)

とりあえず一般的にはこの前提として、質問の方はいいとしましたが、次に今回の使用料の改定に向けたその方針について何かご意見がありましたら。

先ほど菅野さんの方から 10 m³のところの方が、接続率が高いがその辺のところで質問がありましたが、他に皆さんからはないですか。

それでは全体を通じて皆さん方から、何かありませんでしょうか。

(佐藤委員)

ちょっと気になったところで。

今回従量使用料 12%増で対応しようというところですけども、差し引きゼロ円。

ぴったり出てるのだけど、そもそもその見積もりっていか検討する予想。

ぴったりくるわけでも、なんでゼロ円と。そこら辺はどうなんでしょう。

(事務局)

計算して、余裕をみるのもいいとは思いますが、まず、そんなに使用料を上げない方がいいのではないかという思いがありました。

例えば、13%くらいならいいのかなという考えもありますが、計算していくと、ここで賄える金額になりましたので、12%増で計上したものです。

12%増にしたところ、たまたま従量使用料が6,331千円となり、差引ゼロ円になったものです。

(村上会長)

ちょっと私の方から確認しておりますけども、年度別の収支計画表は、これは、改定後の数字で出しているものか。

(事務局)

改定前の数字で作成しています。

(村上会長)

あとそれから令和14年度の年度の純利益とか、13年度まではマイナス440千円なんですけども。

14年度から6,671千円かかったということは、14年度以降も、まず改定は必須だということですね。

(事務局)

5年毎の見直しは、必要と考えています。

(村上会長)

それでは全体的に皆さんの方から特になければ。

今回、この当局の方で提案をしてきました、使用料の改定の方針ということで、よろしいでしょうか。

特に反対はございませんか。

それでは、この改定の方針ということで。

それでは私の方の協議は、これで終了致します。

ありがとうございました。

(事務局)

村上会長協議の進行ありがとうございました。

その他ということに移らせていただきますが、事務局から次回の審議会についま

してご説明をさせていただきます。

事務局といたしましては、この前段で、簡易水道事業の方の審議会も行っておりまして、そちらと同時かなと考えていましたが、回数が合わなそうなので、ちょっと別になるかと思うので、事務局の方で検討してからお答えさせていただきたいと思っております。

基本的には答申が出されて改定するとなれば、12月議会の方で提案審議、条例改正になりますので、それより前段階で答申書を町長の方に手渡していただいて、という段取りで進めさせていただければと考えています。

ちょっと事務局からまだ案がないものですので申し訳ございませんので、後からお話させていただければと思います。

(村上会長)

はい。了解しました。

(事務局)

それではその他、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

何もないようですので、以上をもちまして第2回の住田町下水道事業運営審議会のほうを終了させていただきます。

本日はありがとうございました。